

厚生年金 住所変更手続き 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

住所変更の届出の必要性

平成30年3月以降、マイナンバーと基礎年金番号が紐付いている厚生年金保険の被保険者は、原則として住所変更の届出は不要です。日本年金機構が住民基本台帳ネットワークシステムを通じて新住所情報を取得し、自動的に登録情報を更新します。紐付け状況は「ねんきんネット」等で確認可能です。

以下の場合、マイナンバーと基礎年金番号が紐付いていても届出が必要です。

1. 海外居住者、短期在留外国人

3. 健康保険のみの加入者

2. 住民票住所以外の居所を登録する場合

これらの例外に該当する場合、適切な手続きを行わないと重要書類の不達などの不利益が生じる可能性があります。

住所変更の届出が必要な場合の手続き

厚生年金被保険者

届出が必要な被保険者は、勤務先の事業所に申し出ます。事業主は「健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届」を管轄の年金事務所または事務センターへ速やかに提出します。提出方法は窓口持参、郵送、電子申請（e-Gov、届書作成プログラム利用）があります。原則として添付書類は不要です。

住所変更の届出が必要な場合の手続き

被扶養配偶者

届出が必要な被扶養配偶者は、配偶者の勤務先事業所を通じて「国民年金第3号被保険者住所変更届」を提出します。多くの場合、被保険者の届出様式と一体化されています。

住所変更の対象者	提出書類（事業主が提出）
被保険者のみ	健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届（1枚目のみ）
被扶養配偶者のみ	国民年金第3号被保険者住所変更届（2枚目のみ）
被保険者と被扶養配偶者	健康保険・厚生年金保険 被保険者住所変更届（1枚目）及び 国民年金第3号被保険者住所変更届（2枚目）を合わせて提出

退職者

退職後の状況により手続きが異なります。

- ・ **転職した場合:** 新しい勤務先に申し出ます。

- ・ **国民年金第1号被保険者となった場合:** 自身で新住所地の市区町村窓口に「被保険者住所変更届」を提出します。基礎年金番号通知書、マイナンバー確認書類等が必要です。

- ・ **年金受給者の場合:** 「年金受給権者 住所変更届」を管轄の年金事務所等に提出します。